平成２４年（フ）第８６号
青森市旭町３丁目４番16号
債務者　藤本　正秀
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
青森市千富町１丁目15番22号　タケダ千富アパートＢ―213
債務者　工藤　聡剛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅３―16
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
青森市けやき１丁目１番36号
債務者　齊藤　京子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
青森市中央２丁目14番９号　畑井ビル205号
債務者　中村　勝治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
青森市大字駒込字見吉173番地４
債務者　石川　賢一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
青森県五所川原市大字広田字藤浦83番地17
債務者　永田　祥子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２２７２号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4141番地　ピアチェボーレ103号
債務者　渡邉　常保
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４９号
愛知県愛西市柚木町東田面751番地　中島コーポ203号
債務者　小池美智子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９３号
名古屋市緑区鳴丘２丁目2901番地の１
債務者　貝沼　尚子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２５号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔100番地の３
債務者　園田　春奈
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８０号
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンション２　304号
債務者　白井　大三
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１号
北九州市門司区錦町６番３号
債務者　吉澤喜代美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０号
岐阜県安八郡神戸町大字瀬古1154番地の56
債務者　加藤ふみよ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
山口県周南市大字呼坂1006番地の192
債務者　厨子　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１８号
福島県いわき市錦町上中田57番地の２
債務者　添田　康子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２０２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地15―407
債務者　加藤きよ子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部